平成２４年（フ）第１８２号
静岡県浜松市中区萩丘２丁目20番25号、前住所埼玉県北本市本宿３丁目18番地１
債務者　前田由紀夫
１　決定年月日時　平成24年６月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１８３号
静岡県浜松市中区萩丘２丁目20番25号、前住所埼玉県北本市本宿３丁目18番地１
債務者　前田　貴寛
１　決定年月日時　平成24年６月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２６３１号
大阪市東淀川区大道南３丁目８番12号　エクセルハイツ104号、前住所大阪府豊中市大黒町３丁目20番12号
債務者　山口　　実
１　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２０号
岡山市北区京橋町12番22号　ふぁみーゆ旭川208号、旧住所岡山市中区浜３丁目５番56―208号
債務者　畠中　晶子
１　決定年月日時　平成24年６月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
５　免責審尋期日　平成24年９月６日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７３号
岡山市南区藤田509番地26
債務者　梅北　茂明
１　決定年月日時　平成24年６月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５号
熊本県阿蘇市一の宮町宮地2309番地７
債務者　井　　早苗
１　決定年月日時　平成24年６月５日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月７日午前11時
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２４年（フ）第１１３１号
神奈川県大和市福田982番地　大和ハイツ103
債務者　岡嶋　未来（旧姓野口・相田）
１　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１９号
静岡県榛原郡吉田町住吉1976番地
債務者　前田　英二
１　決定年月日時　平成24年６月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２７５号
静岡県島田市神座2007番地の29
債務者　吉永　直樹
１　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３０３号
静岡市葵区瀬名川２丁目９番７―406号
債務者　桑原　千春
１　決定年月日時　平成24年６月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０８号
北海道帯広市西17条北１丁目36番28号　いわのハイツＤ号室
債務者　青木　英二
１　決定年月日時　平成24年６月５日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月23日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第１２３号
北海道帯広市大通南19丁目３番地１　グランディール19―402号室
債務者　金子　和典
１　決定年月日時　平成24年６月５日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月23日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第５７９号
東京都西多摩郡奥多摩町氷川84番地２日向住宅
債務者　田崎　清香
１　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１８号
島根県江津市松川町畑田603番地
債務者　宮村ミヨ子
１　決定年月日時　平成24年６月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月20日午後１時30分
松江地方裁判所浜田支部